

令和7年度 第2回吹田市文化振興審議会 議事要旨

1 開催日時 令和8年2月9日(月) 開会:午後3時 閉会:午後5時

2 開催場所 吹田市役所 高層棟3階 リエゾンルーム1~3

3 案 件 (1)文化事業の視察報告

(2)推進する主な取組の実施状況の確認(令和6年度実績)

(3)吹田市文化会館の第三者モニタリングの報告

(4)吹田市文化会館の次期指定管理者候補者選定の方法について

4 出席委員

会長	藤野 一夫	神戸大学 名誉教授
副会長	加藤 義夫	大阪芸術大学美術学科 客員教授
委員	芦田 稔	公益財団法人吹田市文化振興事業団 事務局長
委員	西田 晴美	バレエ指導者(ハルアンジェバレエ代表)
委員	三原 満里	吹田市文化団体協議会 会長
委員	中根 佳江	千里金蘭大学教育学部教育学科 講師
委員	馬場 英朗	関西大学商学部商学科 教授
委員	福留 和彦	大和大学政治経済学部経済経営学科長 教授
委員	金関 実和子	市民委員
委員	成清 北斗	市民委員

5 公開・非公開の別 公開・非公開

6 傍聴者 なし

7 会議進行

【諮問】

【(1)文化事業の視察報告 事務局資料2説明】

(A 委員) 文化事業の視察については、定性評価を行う初めての試みであった。吹田市民の第九は満席

であり、かつ、吹田市長も参加されていた。実際に舞台に出演していた人数は。

(B 委員) 市民が 180 人、市内の中学生が約 20 人だった。

(A 委員) 出演者は高齢者が多いのか。

(B 委員) 60 代から 70 代の年齢層が多い。

(C 委員) 高校の授業で第九を歌う学校もある。プロオーケストラで発表できる機会は貴重なので、この事業が若年層にも浸透すればいいと思う。

(B 委員) 学生たちも自身の本番が控えている時期で、なかなか参加が難しい。

(A 委員) 第 1 楽章から合唱者は舞台に立っているのか。

(B 委員) その通り。

(D 委員) 吹田市民の第九を視察した。今回で 16 回目ということだが、「吹田市民の」と事業名にもある中、今後、クオリティを上げていくのか、それとも出演者の裾野を広げていくのか、目指すところが重要になってくる。合唱レベルが高く、出演者の 1 人にインタビューしたところ、全くの初心者では参加は難しいかもしれないという話があり、参加の敷居が高くなっている可能性を懸念した。

(A 委員) 出演者が自分達で合唱団を立ち上げるというような発展的な話は出ているのか。

(B 委員) 自分達で立ち上げてということはないが、出演をきっかけとして既存の合唱団に入る方はいる。プロオーケストラで有料でコンサートをする以上はある程度のレベルにもっていく必要があると思っている。

(C 委員) 男性コーラスは人数が少ないが、市外からの参加もあるのか。

(B 委員) 多くは市内からである。今では定着してきており、人数も充実してきている。今のところ募集に苦勞することはないが、初めての人は入りにくいかもしれない。

- (A 委員) 出演者にチケットノルマはあるのか。
- (B 委員) チケットノルマはないが、自主的に身近な人には売られている。手売りより一般の購入が増えてきており、継続することで観客も定着してきていると感じている。
- (E 委員) 指導者とソリストは分けて考え、ソリストについては若手にチャンスを与えてはどうか。
- (B 委員) 事業団としては指導者とソリストを合わせて考えているわけではない。吹田市民の第九なので、吹田市にゆかりのある方を指導者に選定し、その方がソリストのレベルにある声楽家だったということ。
- (A 委員) 100万回生きたねこの影絵劇を視察した。内容がとても良く、感動した。影絵の種明かしがあったことも良かった。観客に子どもが多く、大人の真剣にアートに取り組む姿を見せる非常に良い機会だったが、演奏は生音の方が良かったと思う。
- (C 委員) とても良い事業で、障がいのある方なども参加できたら良いと思った。他市のホールで、各席をパーティションで区切って集中できるような工夫をされていたところがある。そういった工夫があれば参加しやすいと思う。
- (A 委員) 第二次吹田市文化振興基本計画にもアクセシビリティについて触れているため、ぜひ考えていてもらいたい。

【(2) 推進する主な取組の実施状況の確認(令和6年度実績) 事務局資料3説明】

- (A 委員) この資料に記載されている事業は市の委託事業か。
- (事務局) その通りである。事業団の自主事業は記載していない。
- (A 委員) 自主事業の財源は何か。
- (B 委員) 自動販売機やレストランの売上げなども財源としている。

- (A 委員) 利用料金制では、貸館などで得た利益を自主事業に充てることがあるが、吹田市ではそれができないのか。
- (B 委員) 貸館の利用料は吹田市に納入している。間接的になるが、貸館利用率を高め、施設利用者を増やすことでレストランや自動販売機などの収益を生み出し、事業財源にしていきたい。
- (A 委員) 近隣の同規模ホールに八尾市のプリズムホールがあるが、利用料金制となっている。外部資金の活用も進んでおり、参考にすべきと考える。
- (B 委員) 助成金があることで通常よりも大きなイベントができるため、活用することで少しでも市民のために良いものを提供していきたい。
- (F 委員) 資料については、取組内容に関する今後の課題・検討内容が昨年度からどうなったのか、来年度にどうされていくのかが見えにくいですが、今回から判定基準を4段階にしたことで評価にメリハリがついたと思う。

【芦田委員退席】

【(3)吹田市文化会館の第三者モニタリングの報告及び

(4)吹田市文化会館の次期指定管理者候補者選定の方法について 事務局資料4説明】

- (A 委員) 第三者モニタリングを実施した選定委員会と、本審議会との関係は上下なのか水平なのか。
- (事務局) 直接的な関係性はないが、選定委員会は吹田市指定管理者制度ガイドラインに則って現指定管理者を評価していただいているものであり、市の附属機関である本審議会は文化政策の今後の方向性を諮るものという位置づけである。
- (D 委員) 第三者モニタリングの2(3)の答申の文言には、「非公募で選定している現指定管理者による管理の妥当性について確認できた。」とあるが、あくまでもこれは現指定管理者に対する評

価であり、次の選定方法に対する結論ではない。よって、今後の方向性については、本審議会
会で議論するという認識でよいか。

(A 委員) あくまでもモニタリングは過去4年間の実績に対する評価であり、本審議会は今後5年間の
指定管理者の選定の方向性についての判断を行う場になる。別紙内の評価結果の中に①
から⑧までの評価基準が示されているが、これらは第二次文化振興基本計画の考え方を
的確に評価できるものになっていると思う。

(G 委員) 前提の確認だが、以前に包括外部監査で指摘された事項とは、吹田市文化会館独自のこ
とであるのか、そもそも一般的なものであるのか。

(事務局) 令和4年度の吹田市包括外部監査にて指摘された事項は、非公募で指定管理者選定を行
う施設すべてに対し、選定プロセスの改善検討を促す内容であった。吹田市文化会館の指
定管理者を選定するにあたっては、「設置されてから30～40年以上経過し、施設の開設
当初は文化施設や環境啓発施設の管理運営を行うことができる団体は限定的ではあった
ものの、現時点では、民間事業者等であっても施設の設置目的に即し、新たな発想で管理
運営を行うことができる事業者が存在する可能性は否定できない。現在、非公募で指定管
理者候補者を選定している施設については、地域や施設を取り巻く環境変化を踏まえ、住
民ニーズの変容に柔軟に対応しつつ、施設の設置目的を達成するために、継続的かつ安
定的な運用が可能であって、効果的かつ効率的な施設の管理運営を行うことができる団
体であるかを合理的に判断するために、選定プロセスの改善を検討することが望まれる。」
という参考意見が述べられている。

(G 委員) 監査の視点としては、民間事業者も選択肢としてあるのだから、門戸を広げるべきでないか、と
いうことであると思う。先述の意見は、吹田市指定管理者制度ガイドラインがあるという前

提でのものか。

- (事務局) 包括外部監査の意見を受けて、吹田市指定管理者ガイドラインに選定プロセスの改善について検討し、明記されたものである。
- (D 委員) 同じサービスを行うのであれば、より安価に実施できる団体を選定する機会を作るべきという議論は必ず出てくる。第三者モニタリングの評価結果に加え、費用面の実績評価を加えることも必要だと思う。
- (F 委員) 以前に他市の文化施設で館長を務めた経験がある。民間事業者のノウハウを活かす目的で指定管理者制度が取り入れられたが、予算がかなり抑えられた結果、派遣職員などの安価な労働力を使い、加えて、民間事業者の指定管理者には文化芸術事業のノウハウはなかった。企業の営利のみを目的としており、地域の文化振興への意識はなく、アートマネジメントのできる人材育成も全くされなかった。自身の経験から、民間事業者で指定管理を行うと、利益を生み出すために経費を削減し、激務に加え、低賃金の悪条件の中で多くの離職者を目の当たりにしてきており、業界全体の人材流出にもつながっていた。今回の第三者モニタリングの評価結果では、現指定管理者の評価は非常に高く、現状を上回る実績を上げられる団体があるのか疑問である。プロポーザルの際のプレゼンではなく、市民の信託と、長年の実績を高く評価すべきであり、非公募での選定を継続すべきである。
- (E 委員) 第三者モニタリングの評価結果は高いが、そもそも配点にばらつきがあることに疑問を感じる。
- (事務局) 御指摘の評価シートは評価基準の項目を細分化し、概ね公平な配点としている。第二次吹田市文化振興基本計画に基づき評価基準を設けているが、計画自体の評価ではなく、吹田市文化会館で実施する事業について評価する必要があるため、この配点としている。
- (A 委員) 委員の意見をまとめると、答申に附帯する意見として次の三点が挙げられる。

- ① 大前提として人材がない。現在はアートマネジメントを担う人材や、特に照明や音響などのテクニカルな人材が不足している。一方で、現指定管理者は人材も財源も確保できており、安定的に運営できる要素が揃っている稀な団体だと思う。公募により民間事業者が参入した場合、経済的効率性を求めるあまり、市の文化政策への深い理解のないまま利益を生み出せるような事業に傾いていくことが懸念される。その結果、長期的に見てもアートマネジメントのできる人材育成もできなくなってしまう。
- ② 吹田市は歴史的経緯もあり、管理運営の体制がうまく進められているため、民間事業者の専門性、経験、ノウハウが現指定管理者を上回る可能性は極めて低い。
- ③ 地域連携に関する事業は5年間で確立できるものではなく、現指定管理者が今まで築いてきた長期間の信頼関係に基づく人的なネットワークの賜物である。これらの社会関係資本は吹田市にとってお金には替えられない財産であり、これを手放すことは市の文化政策を進めるにあたり、大きな損失となる。これらのことを、民間事業者が今以上の成果を上げることは事実上不可能である。

(D 委員) 文化事業だけ特別扱いはいかなものかという反論もあると思うが、他の分野の指定管理の委員を務めてきた経験上、駐車場などの施設管理は専門職員でなくても可能である一方、文化事業については、地域とのつながりを耕して継続して文化振興を進めていく必要があり、高い専門性などが求められることから、他とは同じにはできないと思う。加えて、文化・芸術・芸能を提供する主体は吹田市文化会館以外にも多数あって、これらとの競争は潜在的に働いているため、非公募の現指定管理者も公募などの競争とは異なる別の競争圧力に常に晒されている。何でも安ければ良いという風潮が強すぎることは問題であり、本来は、文化・芸術を生み出している人への価値を価格に反映させて、適切な対価を払うこと

も文化振興であると考えてる。

(C 委員) 現指定管理者においても、より一層の自助努力をお願いしたいという思いはある。

(F 委員) 世界的に見て、大学で教えたり、他の仕事をしたりしているプロが大半である。漫画やエンターテイメントなどの娯楽は民間でやり、文化・芸術を支えることには公費を使うべきである。

(A 委員) 以上のことから非公募とすべきと答申し、附帯意見を付したい。

【答申】

(C 委員) このプロセスは今回の選定のみに限るのか、この先の選定全てに適用されるのか。

(事務局) 指定管理者制度をめぐる状況は年々変化しているため、5年後の状況に合わせ、適切に指定管理者を選定していく。

【閉会】